

2026 年 10 月 19 日

各 位

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社



NZAM の全 ETF を「NZAM ETF」へ名称変更 ～2 銘柄の受益権分割により、より利用しやすい ETF へ～

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社（代表取締役社長 ^{やぎ まさのぶ} 八木 正展、以下「当社」）は、**当社が運用する全 24 本の ETF について、ファンド名称中の「NZAM 上場投信」を「NZAM ETF」へ変更**します。

今回の名称変更は、商品名称に広く認知されている「ETF」を用いることで、商品の特性をより分かりやすくお伝えし、投資家の皆さまに当社の ETF をより身近に感じていただくことを目的とするものです。

名称変更は、2026 年 11 月 14 日付で実施し、各 ETF の運用方針、運用内容等の実質的な変更はありません。

また、当社 ETF をより利用しやすいものとするため、以下の 2 銘柄について、2027 年 2 月 15 日を分割基準日、2027 年 2 月 16 日を効力発生日として**受益権を 1 口につき 10 口の割合で分割**します。これにより、1 口当たりの市場価格が分割前の 10 分の 1 程度となり、より少額から取引しやすくなることが見込まれます。

- ・ NZAM 上場投信 日経 225 （銘柄コード：2525）
- ・ NZAM 上場投信 JPX 日経 400 （銘柄コード：2526）

受益権分割後も、東京証券取引所における売買単位および基準価額の表示単位は、いずれも 1 口のまま変更ありません。

当社では、ETF をポートフォリオを構成するための「**ビルディング・ブロック**」と位置づけています。今回の名称変更と受益権分割を通じて、当社 ETF をより分かりやすく、利用しやすい商品とするとともに、今後も既存商品の継続的な見直し・改善に努めてまいります。

今回の投資信託約款の変更内容の詳細については、次ページ以降の「上場投資信託（ETF）の約款変更のお知らせ」をご覧ください。



上場投資信託（ETF）の約款変更のお知らせ

当社は、以下の上場 ETF の投資信託約款の変更に関し、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 名称変更

（１）対象ファンド

銘柄コード	銘柄名
1595	NZAM 上場投信 東証 REIT 指数
1596	NZAM 上場投信 TOPIX Ex-Financials
2086	NZAM 上場投信 S&P500（為替ヘッジあり）
2087	NZAM 上場投信 NASDAQ100（為替ヘッジあり）
2088	NZAM 上場投信 NY ダウ 30（為替ヘッジあり）
2089	NZAM 上場投信 DAX（為替ヘッジあり）
2090	NZAM 上場投信 米国国債 7-10 年（為替ヘッジあり）
2091	NZAM 上場投信 ドイツ国債 7-10 年（為替ヘッジあり）
2092	NZAM 上場投信 フランス国債 7-10 年（為替ヘッジあり）
2524	NZAM 上場投信 TOPIX
2525	NZAM 上場投信 日経 225
2526	NZAM 上場投信 JPX 日経 400
2527	NZAM 上場投信 東証 REIT Core 指数
2567	NZAM 上場投信 S&P/JPX カーボン・エフィシエント指数
530A	NZAM 上場投信 東証 REIT 指数（2・5・8・11 月決算型）
531A	NZAM 上場投信 日経平均高配当株 50
532A	NZAM 上場投信 TOPIX 高配当 40
533A	NZAM 上場投信 S&P500（為替ヘッジなし）
534A	NZAM 上場投信 NASDAQ100（為替ヘッジなし）
535A	NZAM 上場投信 DAX（為替ヘッジなし）
536A	NZAM 上場投信 先進国株式（MSCI-KOKUSAI）（為替ヘッジなし）
537A	NZAM 上場投信 全世界株式（MSCI ACWI）（為替ヘッジなし）
538A	NZAM 上場投信 米国国債 7-10 年（為替ヘッジなし）
539A	NZAM 上場投信 海外債券（FTSE WGBI 除く日本）（為替ヘッジなし）

（２）変更の理由

商品名称に「ETF」を用いることで、ファンドの特性をより分かりやすく表示し、投資家の利便性向上を図るため。

（３）変更の内容

ファンド名称中の「NZAM 上場投信」を「NZAM ETF」に変更します。

詳細は別添の新旧対照表をご参照ください。

なお、本件に伴うファンドの運用に関する実質的な変更はありません。

(4) 変更と書面決議の手続き等

重大な約款変更には該当しないため、書面決議は行いません。

(5) 変更の日程

2026 年 11 月 13 日まで 内閣総理大臣への提出
2026 年 11 月 14 日 変更日

2. 受益権分割

(1) 対象ファンド

銘柄コード	銘柄名
2525	NZAM 上場投信 日経 225
2526	NZAM 上場投信 JPX 日経 400

(2) 変更の理由

最小取引単位の引き下げを行うことで、投資家の利便性向上を図るため。

(3) 変更の内容

① 受益権分割に係る規定の追加

受益権の分割に関し、証券保管振替機構が定める「株式等振替制度に係る業務処理要領」に基づいて受益権を分割する場合の規定の追加を行います。

② 受益権分割

2027 年 2 月 15 日の最終受益者名簿に記載された受益者の有する受益権口数 1 口につき 10 口の割合をもって受益権を分割するとともに、当初元本の明確化、信託契約の解約の事由に関する変更を行います。

ご参考：分割により増加する口数

	NZAM 上場投信 日経 225	NZAM 上場投信 JPX 日経 400
分割前の発行済み受益権総口数	3,528,145	2,030,765
分割により増加する口数	31,753,305	18,276,885
分割後の発行済み受益権総口数	35,281,450	20,307,650

※上記は 2026 年 9 月 30 日時点での数値を記載しているため、実際の数値とは異なる可能性があります。

詳細は別添の新旧対照表をご参照ください。

なお、本件に伴う証券取引所における売買単位（1 口）および基準価額の表示単位（1 口）の変更はありません。

(4) 変更と書面決議の手続き等

重大な約款変更には該当しないため、書面決議は行いません。

(5) 受益権分割および約款変更の日程

2026 年 11 月 13 日まで	内閣総理大臣への提出
2026 年 11 月 14 日	約款変更日①（受益権分割にかかる規定の追加）
2027 年 2 月 15 日	受益権分割基準日
2027 年 2 月 16 日	受益権分割効力適用日
	約款変更日②（受益権分割）

3. 本件にかかるご照会先

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社 営業部
お客様専用フリーダイヤル：0120-439-244

以 上

【投資信託約款の変更に係る新旧対照表（名称変更）】

変更適用日：2026 年 11 月 14 日

追加型証券投資信託「NZAM 上場投信 東証 REIT 指数」

（新）	（旧）
＜ファンド名＞ NZAM <u>ETF</u> 東証 REIT 指数	＜ファンド名＞ NZAM <u>上場投信</u> 東証 REIT 指数

追加型証券投資信託「NZAM 上場投信 TOPIX Ex-Financials」

（新）	（旧）
＜ファンド名＞ NZAM <u>ETF</u> TOPIX Ex-Financials	＜ファンド名＞ NZAM <u>上場投信</u> TOPIX Ex-Financials

追加型証券投資信託「NZAM 上場投信 S&P500（為替ヘッジあり）」

（新）	（旧）
＜ファンド名＞ NZAM <u>ETF</u> S&P500（為替ヘッジあり）	＜ファンド名＞ NZAM <u>上場投信</u> S&P500（為替ヘッジあり）

追加型証券投資信託「NZAM 上場投信 NASDAQ100（為替ヘッジあり）」

（新）	（旧）
＜ファンド名＞ NZAM <u>ETF</u> NASDAQ100（為替ヘッジあり）	＜ファンド名＞ NZAM <u>上場投信</u> NASDAQ100（為替ヘッジあり）

追加型証券投資信託「NZAM 上場投信 NY ダウ 30（為替ヘッジあり）」

（新）	（旧）
＜ファンド名＞ NZAM <u>ETF</u> NY ダウ 30（為替ヘッジあり）	＜ファンド名＞ NZAM <u>上場投信</u> NY ダウ 30（為替ヘッジあり）

追加型証券投資信託「NZAM 上場投信 DAX（為替ヘッジあり）」

（新）	（旧）
＜ファンド名＞ NZAM <u>ETF</u> DAX（為替ヘッジあり）	＜ファンド名＞ NZAM <u>上場投信</u> DAX（為替ヘッジあり）

追加型証券投資信託「NZAM 上場投信 米国国債 7-10 年（為替ヘッジあり）」

（新）	（旧）
＜ファンド名＞ NZAM <u>ETF</u> 米国国債 7-10 年（為替ヘッジあり）	＜ファンド名＞ NZAM <u>上場投信</u> 米国国債 7-10 年（為替ヘッジあり）

追加型証券投資信託「NZAM 上場投信 ドイツ国債 7-10 年（為替ヘッジあり）」

（新）	（旧）
＜ファンド名＞ NZAM <u>ETF</u> ドイツ国債 7-10 年（為替ヘッジあり）	＜ファンド名＞ NZAM <u>上場投信</u> ドイツ国債 7-10 年（為替ヘッジあり）

追加型証券投資信託「NZAM 上場投信 フランス国債 7-10 年（為替ヘッジあり）」

（新）	（旧）
＜ファンド名＞ NZAM <u>ETF</u> フランス国債 7-10 年（為替ヘッジあり）	＜ファンド名＞ NZAM <u>上場投信</u> フランス国債 7-10 年（為替ヘッジあり）

追加型証券投資信託「NZAM 上場投信 TOPIX」

（新）	（旧）
＜ファンド名＞ NZAM <u>ETF</u> TOPIX	＜ファンド名＞ NZAM <u>上場投信</u> TOPIX

追加型証券投資信託「NZAM 上場投信 日経 225」

（新）	（旧）
＜ファンド名＞ NZAM <u>ETF</u> 日経 225	＜ファンド名＞ NZAM <u>上場投信</u> 日経 225

追加型証券投資信託「NZAM 上場投信 JPX 日経 400」

（新）	（旧）
＜ファンド名＞ NZAM <u>ETF</u> JPX 日経 400	＜ファンド名＞ NZAM <u>上場投信</u> JPX 日経 400

追加型証券投資信託「NZAM 上場投信 東証 REIT Core 指数」

（新）	（旧）
＜ファンド名＞ NZAM <u>ETF</u> 東証 REIT Core 指数	＜ファンド名＞ NZAM <u>上場投信</u> 東証 REIT Core 指数

追加型証券投資信託「NZAM 上場投信 S&P／JPX カーボン・エフィシエント指数」

（新）	（旧）
＜ファンド名＞ NZAM <u>ETF</u> S&P／JPX カーボン・エフィシエント指数	＜ファンド名＞ NZAM <u>上場投信</u> S&P／JPX カーボン・エフィシエント指数

追加型証券投資信託「NZAM 上場投信 東証 REIT 指数（2・5・8・11 月決算型）」

（新）	（旧）
＜ファンド名＞ NZAM <u>ETF</u> 東証 REIT 指数（2・5・8・11 月決算型）	＜ファンド名＞ NZAM <u>上場投信</u> 東証 REIT 指数（2・5・8・11 月決算型）

追加型証券投資信託「NZAM 上場投信 日経平均高配当株 50」

(新)	(旧)
＜ファンド名＞ NZAM <u>ETF</u> 日経平均高配当株 50	＜ファンド名＞ NZAM <u>上場投信</u> 日経平均高配当株 50

追加型証券投資信託「NZAM 上場投信 TOPIX 高配当 40」

(新)	(旧)
＜ファンド名＞ NZAM <u>ETF</u> TOPIX 高配当 40	＜ファンド名＞ NZAM <u>上場投信</u> TOPIX 高配当 40

追加型証券投資信託「NZAM 上場投信 S&P500（為替ヘッジなし）」

(新)	(旧)
＜ファンド名＞ NZAM <u>ETF</u> S&P500（為替ヘッジなし）	＜ファンド名＞ NZAM <u>上場投信</u> S&P500（為替ヘッジなし）

追加型証券投資信託「NZAM 上場投信 NASDAQ100（為替ヘッジなし）」

(新)	(旧)
＜ファンド名＞ NZAM <u>ETF</u> NASDAQ100（為替ヘッジなし）	＜ファンド名＞ NZAM <u>上場投信</u> NASDAQ100（為替ヘッジなし）

追加型証券投資信託「NZAM 上場投信 DAX（為替ヘッジなし）」

(新)	(旧)
＜ファンド名＞ NZAM <u>ETF</u> DAX（為替ヘッジなし）	＜ファンド名＞ NZAM <u>上場投信</u> DAX（為替ヘッジなし）

追加型証券投資信託「NZAM 上場投信 先進国株式（MSCI-KOKUSAI）（為替ヘッジなし）」

(新)	(旧)
＜ファンド名＞ NZAM <u>ETF</u> 先進国株式（MSCI-KOKUSAI）（為替ヘッジなし）	＜ファンド名＞ NZAM <u>上場投信</u> 先進国株式（MSCI-KOKUSAI）（為替ヘッジなし）

追加型証券投資信託「NZAM 上場投信 全世界株式（MSCI ACWI）（為替ヘッジなし）」

(新)	(旧)
＜ファンド名＞ NZAM <u>ETF</u> 全世界株式（MSCI ACWI）（為替ヘッジなし）	＜ファンド名＞ NZAM <u>上場投信</u> 全世界株式（MSCI ACWI）（為替ヘッジなし）

追加型証券投資信託「NZAM 上場投信 米国国債 7-10 年（為替ヘッジなし）」

(新)	(旧)
＜ファンド名＞ NZAM <u>ETF</u> 米国国債 7-10 年（為替ヘッジなし）	＜ファンド名＞ NZAM <u>上場投信</u> 米国国債 7-10 年（為替ヘッジなし）

追加型証券投資信託「NZAM 上場投信 海外債券 (FTSE WGBI 除く日本) (為替ヘッジなし)」

(新)	(旧)
<ファンド名> NZAM <u>ETF</u> 海外債券 (FTSE WGBI 除く日本) (為 替ヘッジなし)	<ファンド名> NZAM <u>上場投信</u> 海外債券 (FTSE WGBI 除く日 本) (為替ヘッジなし)

【投資信託約款の変更に係る新旧対照表（受益権分割にかかる規定の追加）】

変更適用日：2026 年 11 月 14 日

追加型証券投資信託「NZAM 上場投信 日経 225」

(新)	(旧)
(受益権の分割、再分割および併合) 第 7 条 (略) ② 委託者は、受託者と協議のうえ<u>社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割または併合することが</u>できるものとします。 ③ 前項の規定により委託者は、<u>受益権の再分割または併合を行う場合には、振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）の規定にしたが</u>い、次の各号のとおり行います。 1. <u>受益権の再分割または併合にかかる増加比率または減少比率の乗算対象は、受益者（加入者）ごとの口数とします。ただし、質権が設定されている場合には質権設定者ごと、特別受益者の申出が行われている場合には特別受益者ごとの口数とします。</u> 2. <u>受益権の再分割または併合に際し 1 口に満たない端数が生じる場合、その端数部分を受益者ごとに合算し、整数部分を当該受益者の口数に記録します。</u> 3. <u>前号により生じる端数部分については、他の受益者から生じる端数部分と合算のうえ、整数部分を委託者が振替機関に届け出た口座に記録し、端数部分については切り捨てます。</u> 4. <u>前号により委託者が振替機関に届け出た口座に記録された口数については、換価処分のう</u>え、当該端数部分の持分に応じて受益者に分配します。 5. <u>委託者は、受益権の取得申込の受付および交換請求の受付について制限を行う場合があります。</u>	(受益権の分割および再分割) 第 7 条 (略) ② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。 <u>(新設)</u>
(受益権の帰属と受益証券の不発行) 第 10 条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関	(受益権の帰属と受益証券の不発行) 第 10 条 この信託のすべての受益権は、<u>社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けること</u>とし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同

(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。) ②～③ (略)	意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。) ②～③ (略)
---	--

追加型証券投資信託「NZAM 上場投信 JPX 日経 400」

(新)	(旧)
(受益権の分割、再分割および併合) 第7条 (略) ② 委託者は、受託者と協議のうえ<u>社債、株式等の振替に関する法律</u>(以下「社振法」といいます。)に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割または併合することができるものとします。 ③ 前項の規定により委託者は、<u>受益権の再分割または併合を行う場合には、振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)の規定にしたがい、次の各号のとおり行います。</u> 1. <u>受益権の再分割または併合にかかる増加比率または減少比率の乗算対象は、受益者(加入者)ごとの口数とします。ただし、質権が設定されている場合には質権設定者ごと、特別受益者の申出が行われている場合には特別受益者ごとの口数とします。</u> 2. <u>受益権の再分割または併合に際し1口に満たない端数が生じる場合、その端数部分を受益者ごとに合算し、整数部分を当該受益者の口数に記録します。</u> 3. <u>前号により生じる端数部分については、他の受益者から生じる端数部分と合算のうえ、整数部分を委託者が振替機関に届け出た口座に記録し、端数部分については切り捨てます。</u> 4. <u>前号により委託者が振替機関に届け出た口座に記録された口数については、換価処分のうえ、当該端数部分の持分に応じて受益者に分配します。</u> 5. <u>委託者は、受益権の取得申込の受付および交</u>	(受益権の分割および再分割) 第7条 (略) ② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとし ます。 <u>(新設)</u>

換請求の受付について制限を行う場合があります。	
(受益権の帰属と受益証券の不発行) 第10条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。 ②～③ （略）	(受益権の帰属と受益証券の不発行) 第10条 この信託のすべての受益権は、<u>社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）</u>の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（<u>社振法第2条に規定する「振替機関」</u>をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。 ②～③ （略）

【投資信託約款の変更に係る新旧対照表（受益権分割）】

変更適用日：2027 年 2 月 16 日

追加型証券投資信託「NZAM 上場投信 日経 225」

(新)	(旧)
(受益権の分割、再分割および併合) 第 7 条 委託者は、第 3 条第 1 項の規定による受益権については、同条同項において信託された金額を信託契約締結日の前営業日の「日経平均株価（日経 225）」の終値の 1 ポイントを 1 円に換算した額（小数点以下は切り上げ）で除した口数に、追加信託によって生じた受益権についてはこれを追加信託のつど第 8 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。<u>なお、2027 年 2 月 15 日現在の受益権を 1 対 10 の割合で再分割しており、当初元本は 1 口当たり 2,088.4 円です。</u> ②～③ （略）	(受益権の分割、再分割および併合) 第 7 条 委託者は、第 3 条第 1 項の規定による受益権については、同条同項において信託された金額を信託契約締結日の前営業日の「日経平均株価（日経 225）」の終値の 1 ポイントを 1 円に換算した額（小数点以下は切り上げ）で除した口数に、追加信託によって生じた受益権についてはこれを追加信託のつど第 8 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。 ②～③ （略）
(信託契約の解約) 第 46 条 委託者は、信託期間中において、投資信託財産の一部を受益権と交換することにより、2021 年 8 月 15 日以降の受益権の口数が <u>200 万口</u>を下ることとなった場合もしくは、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。 ②～⑥ （略）	(信託契約の解約) 第 46 条 委託者は、信託期間中において、投資信託財産の一部を受益権と交換することにより、2021 年 8 月 15 日以降の受益権の口数が <u>20 万口</u>を下ることとなった場合もしくは、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。 ②～⑥ （略）

追加型証券投資信託「NZAM 上場投信 JPX 日経 400」

(新)	(旧)
(受益権の分割、再分割および併合) 第 7 条 委託者は、第 3 条第 1 項の規定による受益権については、同条同項において信託された金額を信託契約締結日の前営業日の「JPX 日経インデックス 400」の終値の 1 ポイントを 1 円に換算した額（小数点以下は切り上げ）で除した口数に、追加信託によって生じた受益権についてはこれを追加信託のつど第 8 条第 1 項の追加口数	(受益権の分割、再分割および併合) 第 7 条 委託者は、第 3 条第 1 項の規定による受益権については、同条同項において信託された金額を信託契約締結日の前営業日の「JPX 日経インデックス 400」の終値の 1 ポイントを 1 円に換算した額（小数点以下は切り上げ）で除した口数に、追加信託によって生じた受益権については

に、それぞれ均等に分割します。<u>なお、2027 年 2 月 15 日現在の受益権を 1 対 10 の割合で再分割しており、当初元本は 1 口当たり 1,404.7 円です。</u> ②～③ （略）	これを追加信託のつど第 8 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。 ②～③ （略）
（信託契約の解約） 第 49 条 委託者は、信託期間中において、投資信託財産の一部を受益権と交換することにより、2021 年 8 月 15 日以降の受益権の口数が <u>300</u> 万口を下ることとなった場合もしくは、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認める とき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。 ②～⑥ （略）	（信託契約の解約） 第 49 条 委託者は、信託期間中において、投資信託財産の一部を受益権と交換することにより、2021 年 8 月 15 日以降の受益権の口数が <u>30</u> 万口を下ることとなった場合もしくは、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認める とき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。 ②～⑥ （略）

※下線部_____ は変更部分を示します。